

平成 2 5 年度 第 1 回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

(資料 1 ~ 4)

西宮市条例第 3 号

西宮市附属機関条例（抄）

西宮市附属機関条例（平成 11 年西宮市条例第 36 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。

4 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4 回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第 3 条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（第 4 条～第 47 条 省略）

（意見聴取等）

第 48 条 附属機関は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 49 条 附属機関の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第 50 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その属する執行機関等又は当該附属機関が定める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び別表市長の部地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の款西宮市公共施設適正配置審議会の項の規定は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正前の西宮市附属機関条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき行った委員の委嘱及び任命並びに再任その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 前項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第 2 条第 3 項、第 30 条第 1 項及び第 32 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において引き続き旧条例に基づく附属機関の委員とした場合における当該委員の残任期間とする。

(付則第 3 条～第 20 条 省略)

別表（第 1 条、第 2 条、第 22 条、第 29 条、第 44 条、第 47 条関係）(子ども・子育て会議部分のみ抽出)

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項	西宮市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務についての調査及び審議	20 人	子どもの保護者 事業主の代表者 労働者の代表者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育てに関し優れた識見を有する者

(参考)

子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

西宮市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下「条例」という。）第50条の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

(1) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により西宮市子ども・子育て会議傍聴申請書を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第5条に規定する課（以下「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が当該人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

4 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

(1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項
(ワーキンググループの設置)

第4条 審議会は、会議の進行を円滑に進めるため、審議会とは別にワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営に必要な事項は別に定める。
(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉局こども部子育て企画課において処理する。
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

様式

西宮市子ども・子育て会議 傍聴申請書

年 月 日

西宮市子ども・子育て会議 会長 様

申請者住所： _____

申請者氏名： _____

連絡先電話： _____

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市子ども・子育て会議の傍聴を申請します。

注意事項

- 1 傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、退場を命じることがあります。
 - (1) 会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) (1) から(3) に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

西宮市参画と協働の推進に関する条例（抄）

（附属機関等）

第 11 条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和 61 年西宮市条例第 22 号）第 6 条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

（参考）

西宮市情報公開条例（抄）

（公開義務）

第 6 条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができない情報
- (2) 通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められる個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活若しくは環境に重大な影響を及ぼすおそれのある違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。
- (4) 市と国、地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間の協議依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、当該国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの
- (5) 市の内部又は市と国等との間における調査、検討、審議、企画等の意思形成過程に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国等が行う立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産等の保護、公共安全又は秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

< 案 >

西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、西宮市子ども・子育て会議運営要綱(以下「要綱」という。)第4条第2項の規定に基づき、西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 西宮市子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)の課題整理及び資料整理等を行い、審議会の会議を円滑に進めるため、別表ワーキンググループの欄に掲げるワーキンググループを設置する。

(所掌事務)

第3条 ワーキンググループは、別表担任事項の欄に関する次に掲げる事務について意見を交換する。

- (1) 審議会で調査及び審議する事項の課題整理
- (2) 審議会で審議するための資料整理
- (3) その他審議会の会議を円滑に進めるために必要な事項

(構成員等)

第4条 ワーキンググループは、審議会委員の中から審議会の会長が指名する者で構成する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、座長は、構成員の中から審議会の会長が指名する。
- 3 座長は、当該ワーキンググループを召集し、意見交換を進行し、及びとりまとめる。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する構成員その他の者がその職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、審議会委員以外の者をワーキンググループの会議に呼び、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループでの意見)

第5条 ワーキンググループにおける意見交換の結果は、審議会の決議を拘束しない。

(非公開)

第 6 条 ワーキンググループは、構成員の公正かつ円滑な意見交換のため、非公開とする。

(庶務)

第 7 条 ワーキンググループの庶務は、健康福祉局こども部子育て企画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成 2 5 年 月 日から施行する。

別表

ワーキンググループ	担任事項
評価検討ワーキンググループ	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価に関する事項
基準等検討ワーキンググループ	教育・保育施設、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業に係る基準に関する事項 支給認定基準に関する事項 利用者負担に関する事項

子ども・子育て新制度の概要と西宮市の対応

西宮市子ども・子育て会議における審議

	平成25年度			平成26年度				
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 H26.5	第5回 H26.7	第6回 H26.8	第7回 H26.11	第8回 H27.1
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議								
ニーズ調査の項目								
需要量・供給量								
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1					
上記以外の計画								
計画全体の審議						2		
(2) 認可基準等の審議								
現認可等基準（現状確認）								
新制度における認可基準・確認基準			3					
放課後児童育成事業の基準			3					
支給認定基準			3					
(3) 利用者負担の審議								
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）								
(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価								

審議

審議終了等（確定）

- 1 量の見込みについてのみ審議
- 2 素案の確定
- 3 検討中の国の案をもとに審議

審議の視点など

- ・ 潜在的なものを含めた教育・保育・地域子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過不足がないか）
- ・ 施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ ニーズを満たすために必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・ 実績の調査や事業の点検評価（給付・事業量等、対象児童数、運営に対する評価）
- ・ 利用料の改定など事業の扱いに関する事項の検討

H25.2.15 国の自治体向け説明会資料より

子ども・子育て支援事業計画のイメージ（次のページ）

< 子ども・子育て支援事業計画のイメージ（一部） >

幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【 地区 】	平成 2 7 年度			平成 2 8 年度			平成 2 9 年度		
	3 - 5 歳 学校教育 のみ	3 - 5 歳 保育の必 要性あり	0 - 2 歳 保育の必 要性あり	3 - 5 歳 学校教育 のみ	3 - 5 歳 保育の必 要性あり	0 - 2 歳 保育の必 要性あり	3 - 5 歳 学校教育 のみ	3 - 5 歳 保育の必 要性あり	0 - 2 歳 保育の必 要性あり
量の見込み (必要利用定員総数)	500人	400人	300人	500人	400人	300人	500人	400人	300人
確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設))	500人	350人	250人	500人	400人	250人	500人	400人	250人
地域型保育事業			20人			30人			50人
-	0人	50人	30人	0人	0人	20人	0人	0人	0人

【 地区 】	平成 2 7 年度			平成 2 8 年度			平成 2 9 年度		
	3 - 5 歳 学校教育 のみ	3 - 5 歳 保育の必 要性あり	0 - 2 歳 保育の必 要性あり	3 - 5 歳 学校教育 のみ	3 - 5 歳 保育の必 要性あり	0 - 2 歳 保育の必 要性あり	3 - 5 歳 学校教育 のみ	3 - 5 歳 保育の必 要性あり	0 - 2 歳 保育の必 要性あり
量の見込み (必要利用定員総数)	300人	300人	200人	300人	300人	200人	300人	300人	200人
確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設))	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	80人
地域型保育事業			20人			30人			20人
-	0人	100人	30人	0人	100人	20人	0人	100人	100人

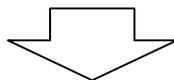
実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子育て支援拠点事業	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年
量の見込み	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)
確保の内容	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)
-	0人	0人	0人	0人

放課後児童健全育成事業	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年
量の見込み	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)
確保の内容	600人 (16か所)	700人 (18か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)
-	200人 (4か所)	100人 (2か所)	0人	0人

子育てを巡る 3 つの課題（国の認識）

- 課題 1 親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれてきた。
- 課題 2 核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われている。
- 課題 3 都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在する。一方、子どもの減少で、近くに保育の場がなくなった地域もある。



こうした課題の解決に向けて、
『子ども・子育て支援新制度』では、次の取り組みを進める。

課題
1

質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します



幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

【認定こども園】は、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設であり、設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進めます。

【認定こども園】の主なメリットは？

- 【認定こども園】は、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できます。
- 【認定こども園】に通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの子育て支援を受けることができます。

課題
2

子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます



地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化します。

支援の例は？

- 親子が交流できる拠点の設置数増加
- 一時預かりの増加
- 放課後児童クラブの増加（対象を小学校6年生まで拡大）

課題
3-1

待機児童の解消のため、保育の受け入れ人数を増やします



市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備します。また、少人数の子どもを預かる保育ママ(家庭的保育)や小規模保育などの地域型保育も組み合わせ、待機児童の解消を計画的に進めます。

※保育所は、必要な基準を満たした上で、利用定員20人以上の子どもを保育する施設を指します。

新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。

少人数の子どもを預かる保育ママ(家庭的保育)や小規模保育などの地域型保育への財政支援(地域型保育給付)を新たに行うことで、多様な保育を充実させ、受け入れられる子どもの人数を増やします。

課題
3-2

子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します



身近な地域での保育機能を確保します。

子どもが減少している地域では、保育所の統廃合などで、遠くの施設を利用したり、利用を断念したりしている実態があります。この改善のため、地域型保育給付(課題3-1参照)により少人数の保育施設などの安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保します。

地域の多様な保育ニーズに対応します。

地域型保育の拠点は、認定こども園などと連携し保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することで、地域の多様な保育ニーズにも対応します。



内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室発行リーフレットより

関係法令の整備

平成 24 年 8 月 10 日『子ども子育て関連 3 法』成立

【子ども・子育て支援法】

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律】(認定こども園法の一部を改正する法律)

- ・ 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化したうえで、学校と児童福祉施設としての法的な位置づけを付与する。

【子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律】

- ・ 上記 2 法律の施行に伴う、児童福祉法における認可制度など関係法律の改正

新制度の主な内容

・「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」に向けて

幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善を目指すこととされている。

具体的には、4 種類*ある認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」を見直し、設置手続きの簡素化や財政支援の充実などによる普及を進めることとされている。

* 「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の 4 つ

・「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター)」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦検診」などの事業を充実させることとされている。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが目指されている。

・「保育の量的拡大・確保」に向けて

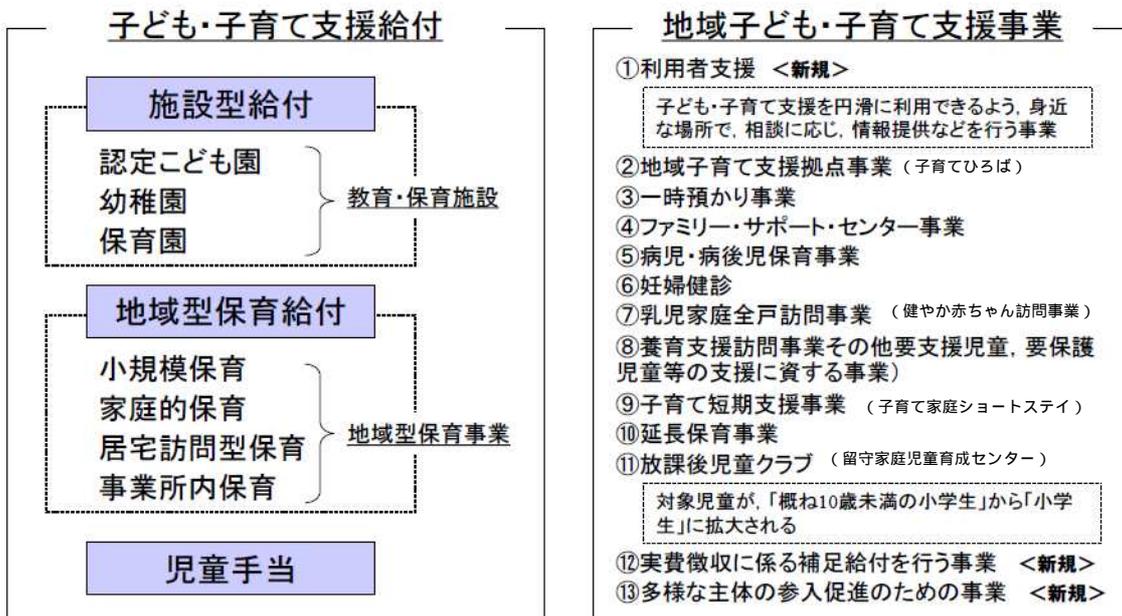
新制度のために、消費税率引き上げによる増収分のうち約 0.7 兆円の財源が充てられることとなっている。

（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、上記 0.7 兆円を含めて 1 兆円超程度の追加財源が必要）

また、行政による設置の「認可」の仕組みを改善し、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるようにしたり、「小規模保育」、「家庭的保育（保育ルーム）」などのさまざまな手法による保育を充実させたりすることにより、都市部の待機児童解消が目指されている。

新制度の全体像

・新制度における子ども・子育て支援の取組は、「給付」と「事業」で構成される。



施設型給付：現在、保育所等に対する財政措置として、保育所は保育所委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに安心こども基金から運営に関する費用が支払われている。平成 27 年 4 月以降は保護者に対する市町村の施設型給付費という形での支給に統一される（民間保育所など例外となる施設あり）。ただし、法定代理受領方式が原則となっており、各施設が代理として市に対して請求をする。

地域型保育給付：市町村による認可事業とし、質の確保を図りつつ、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みを整備する。待機児童が都市部に集中していること及び待機児童の大半が3歳未満児であることから、都市部でも機動的に対応でき、かつ3歳未満児に重点を置いた小規模な保育施設を拡充することにより、待機児童問題の改善を図ろうという国の狙いがある。

施設型給付、地域型保育給付の利用者負担：すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者負担の負担能力を勘案した**応能負担を基本**として定める。

西宮市の対応

- 市町村は、新制度への移行に先立って、国が定める「基本指針」に即して、地域の教育・保育の需要等を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが求められている。
- 西宮市においても、子ども・子育て支援に関する市民のニーズを十分に把握するとともに、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などのご意見をお聴きしながら、事業計画の策定を進めていくこととしている。
- 市町村の計画においては、次に掲げる事項を定めることが求められる。

<記載必須事項>

教育・保育提供区域の設定

量の見込みや確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて区域を設定。（小学校区、中学校区、行政区などを想定。）

各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（施設型給付の需要量と供給）
（イメージ）

	1年目			2年目			3年目		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人
	地域型保育事業(※2)			20人			30人		
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	

（国の第5回子ども・子育て会議資料より）

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期（地域子ど

も・子育て支援事業の需要量と供給)

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

<任意記載事項>

産後休業及び育児休業後における教育・保育施設などの円滑な利用の確保に関する事項

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

西宮市が西宮市子ども・子育て会議の意見を聴く事項

市町村における子ども・子育て会議

- ・ 子ども・子育て支援法では、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や子ども・子育て支援事業計画を策定等する際は、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。
- ・ 同法では、子ども・子育て支援事業計画等への利用者ニーズの反映を始め、自治体における子ども・子育て支援施策を、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たす会議として設置が求められている。
- ・ 子ども・子育て会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。
- ・ また、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定（策定後は評価等）

- ・ 事業計画の概要については、前 2 ページのとおり。
- ・ 平成 27 年 4 月の新制度施行までに作成が必要。**ただし、計画に基づいて、認可、確認する事務がその半年程度前に開始される予定であるため、平成 26 年度半ばまでに、おおむねの案を取りまとめる必要がある。**

国の基本指針案（第 5 回子ども・子育て会議資料より）

市町村子ども・子育て支援事業計画については、法の施行の日までに作成することが必要であるが、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることに鑑み、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までにおおむねの案を取りまとめる必要がある。

(2) 認可基準等

- ・ 幼保連携型認定こども園、保育所の設備、運営基準（認可基準）
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園の運営に関する基準（「確認」に係る基準）
- ・ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の設備、運営基準（認可基準・「確認」に係る基準）
- ・ 放課後児童健全育成事業（認可ではなく届出制）の設備、運営基準
- ・ 支給認定基準（保育の必要性の認定）
- ・ 上記基準に基づく認可等の事務が平成 27 年 4 月の新制度施行の半年程度前に開始される予定である
- ・ **平成 26 年度半ばの認可等の事務開始までに条例を施行するため、平成 26 年 6 月定例会に議案として提出することになる。**
- ・ **条例整備にあたっては、平成 25 年度末には公布される予定の政省令に従うなどの必要があるが、平成 26 年 6 月定例会に議案を提出するため、平成 25 年 11 月頃から現状の確認を始め、平成 26 年当初には基準案について西宮市子ども・子育て会議の意見を聴き始める必要がある。**

国の基本指針案（第 5 回子ども・子育て会議資料より）

教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定

(3) 利用者負担

- 施設型給付費、地域型給付費の基本構造

「給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」

「公定価格」: 「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」

「利用者負担額」: 政令で定める額を限度として市町村が定める額」

【イメージ】



- 公定価格の構造

認定の区分（1号認定、2号認定、3号認定）保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して、算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

【参考】認定区分

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

- 利用者負担の構造

政令で定める額を限度として、支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

- 国が公定価格の骨格を示す予定である平成26年度当初以降に西宮市子ども・子育て会議の意見を聴くことになる。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定

新制度において給付費を支給する対象

- 市町村長が給付費の支給に係る施設・事業として「確認」する教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- 市町村長が給付費の支給に係る施設・事業として「確認」する地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

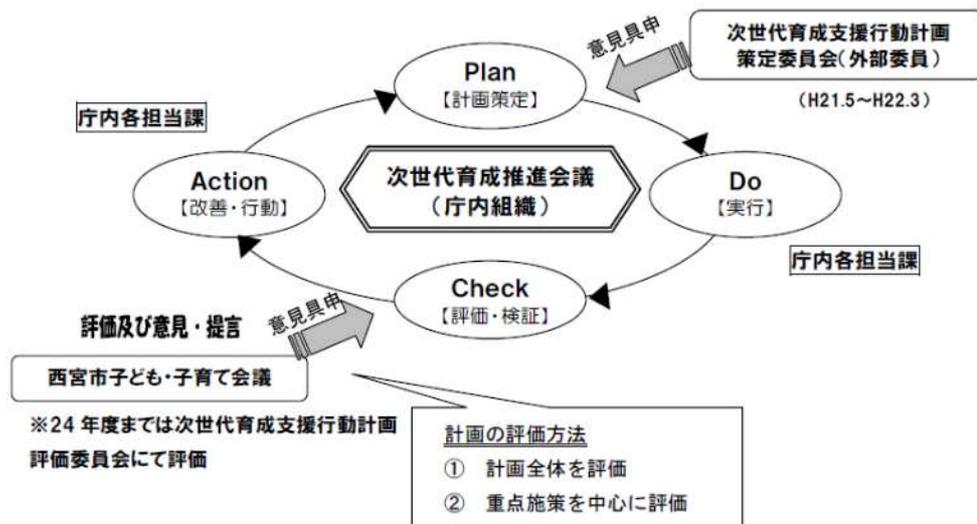
各施設等からの申請に基づき、子どもの区分ごとの「利用定員」を定めて市長が確認する（既存の施設等の確認については、みなし規定あり。ただし、みなしの場合の「利用定員」については国の検討待ち。）

- 子ども・子育て支援事業計画における供給量と密接に関係するため、同計画の策定についての意見と同時に聴くことになる。

(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

昨年度までは、同計画の外部評価は、学識経験者や関係団体、市民等で構成する「西宮市次世代育成支援行動計画評価委員会」が実施し、その意見提言を受け、庁内組織である「西宮市次世代育成推進会議」が計画の進行管理を実施。

今年度からは、「西宮市次世代育成支援行動計画評価委員会」に代わり、「西宮市子ども・子育て会議」の意見を聴く。



審議の視点など

- ・ 潜在的なものを含めた教育・保育・地域子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過不足がないか）
- ・ 施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ ニーズを満たすために必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・ 実績の調査や事業の点検評価（給付・事業量等、対象児童数、運営に対する評価）
- ・ 利用料の改定など事業の扱いに関する事項の検討

（H25.2.15 国の自治体向け説明会資料より）

会議の進め方（ワーキンググループの設置案）

西宮市から西宮市子ども・子育て会議に示す案に対して、意見を述べていただく形で会議進行

		審議内容
西宮市子ども・子育て会議		<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 事業計画作成時の利用希望などの把握（ニーズ調査） 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定 （上記3点については、ワーキンググループを設置せず、西宮市子ども・子育て会議のみで審議） 下記ワーキンググループの審議内容
ワーキンググループ	評価検討ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価
	基準等検討ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 新制度での本市の認可基準等 支給認定基準（保育の必要性の認定） 利用者負担

（その他西宮市子ども・子育て会議とは別に、保護者、幼稚園教諭・保育士などとのワークショップ形式による意見交換を検討中）

構成委員

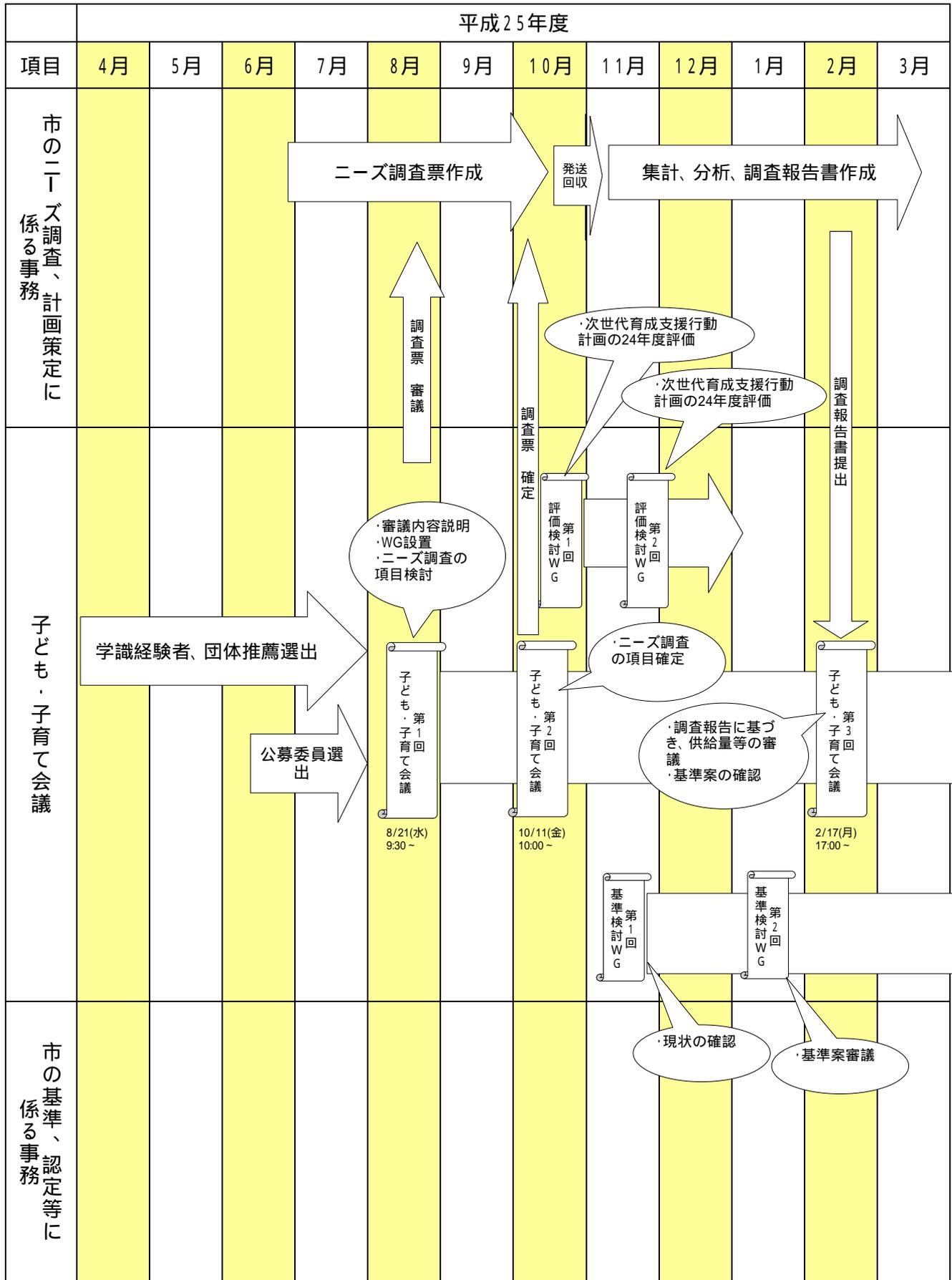
50音順・敬称略

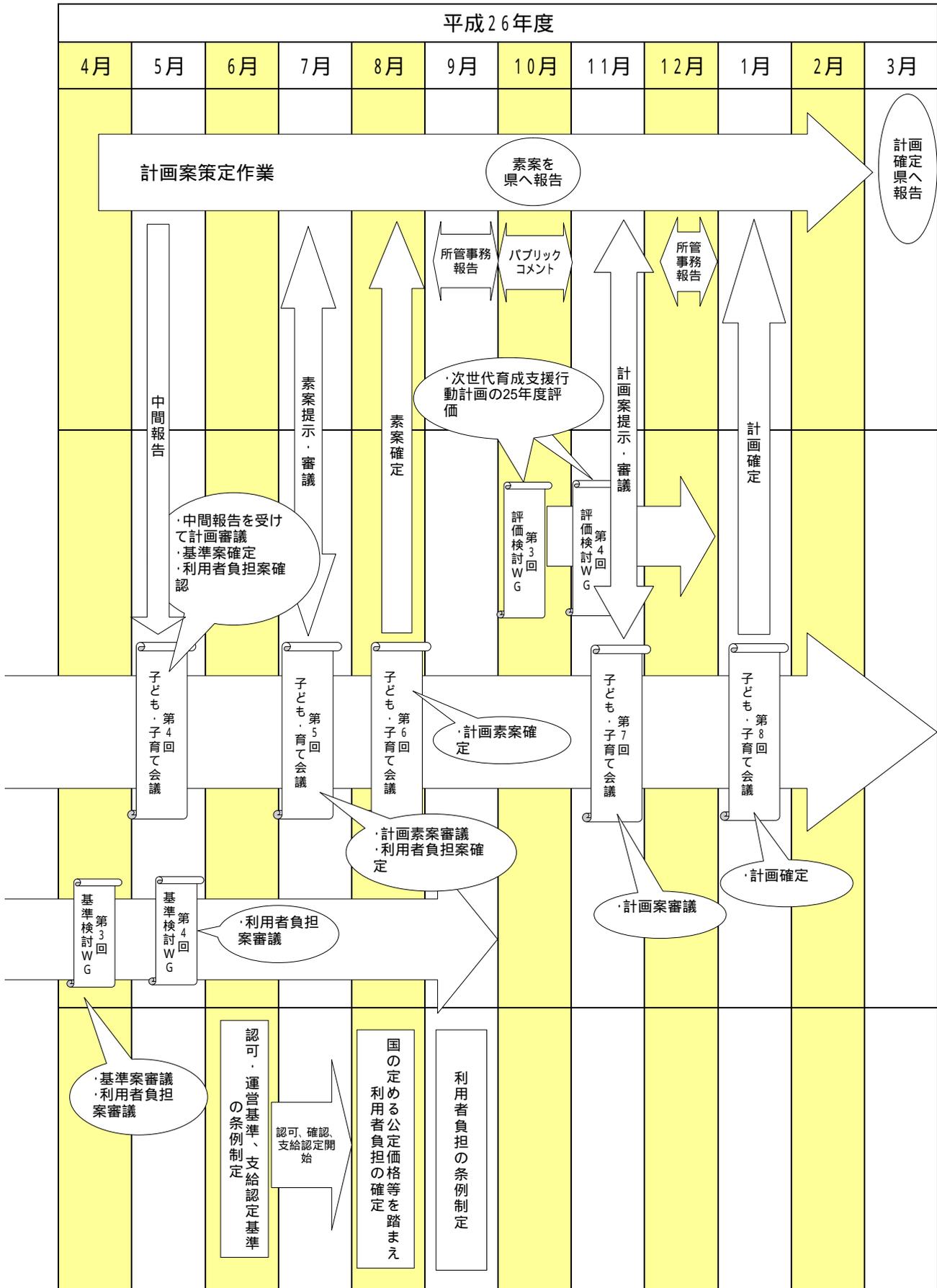
氏名	所属団体・役職名等	西宮市子ども・子育て会議	評価検討ワーキンググループ	基準等検討ワーキンググループ
イズハラ ダイ 出原 大	西宮市私立幼稚園連合会理事長			
イズミ ケイコ 泉 桂子	西宮市PTA協議会			
ウチダ スミオ 内田 澄生	西宮市民間保育所協議会会長			
オオモリ サナエ 大森 早苗	公募市民			
オクノ リュウイチ 奥野 隆一	佛教大学社会福祉学部教授			
カシハラ トシロウ 柏原 俊朗	兵庫県西宮こども家庭センター所長			
キクムラ ヨリヲ 北村 頼生	公募市民			
クシロ ナオミ 久城 直美	西宮労働者福祉協議会			
クマガイ チエコ 熊谷 智恵子	西宮市民生委員・児童委員会			
クライン テツヤ 倉石 哲也	武庫川女子大学文学部教授			
ハシモト ユウコ 橋本 祐子	関西学院大学教育学部教授			
ハヤシ マサキ 林 真咲	地域子育て支援センターつぼみのひろばセンター長			
ヒガシノ ヒロミ 東野 弘美	西宮市地域自立支援協議会子ども部会会長			
マエダ ヒロミ 前田 公美	はらっぱ保育所（認可外保育施設）園長			
マエダ マサコ 前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授			
モリ イクコ 森 郁子	西宮市青少年愛護協議会			
ヨシモト マサナリ 由本 雅則	株式会社阪急阪神百貨店西宮阪急店長			
ヨネヤマ キヨ美 米山 清美	にしのみや遊び場つくる会代表			

18名

資料3 西宮市子ども・子育て会議スケジュール案

西宮市子ども・子育て会議スケジュール案





子ども・子育て支援事業計画作成時の利用希望などの把握

(国の第4、5回子ども・子育て会議資料より)

1. 制度上の位置付け

○市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載。

○「量の見込み」は、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定。
←「今後の利用希望」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要。

○昨年8月に成立した子ども・子育て支援法においては、
・子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成、
・子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努めるものとする、
ことを法定し、市町村による住民の利用希望などの把握を明記。

→子ども・子育て支援新制度では、住民の利用希望の把握の必要性が高い。
※次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画には、上記の規定はなし。

2. 利用希望などの把握にかかる考え方について

(1) 利用希望の把握の主体

○新制度の実施主体たる市町村が、具体的な内容を決定。

※利用希望の把握の実施時期、実施方法など

○国は、新制度の趣旨に照らし、下記を実施。

①各市町村の事業計画に「量の見込み」が適切に設定されるよう、利用希望の把握方法のひな形を提示。

※各市町村は、上記のひな形を踏まえて具体的な内容を決定。

②各市町村が作成する事業計画において設定される「量の見込み」について、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定することを、国の基本指針に規定。

(2) 利用希望の把握方法

①対象年齢

○新制度は、「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」の3本柱。

・「幼児期の学校教育」・「保育」 → 対象年齢は就学前の子ども（0～5歳）

「地域の子育て支援」 → 対象年齢は、放課後児童クラブ（小学生）を除き、概ね就学前の子ども（0～5歳）

→ 利用希望の把握は、就学前の子ども（0～5歳）を主たる対象としてはどうか。

※放課後児童クラブについては、自治体の調査・集計負担を軽減する観点から、利用希望の把握の対象は、5歳以上の就学前の子どもを基本とするが、地域の実情を踏まえ、自治体の判断で現在の利用児童について高学年の利用希望を別途把握することとしてはどうか。

②把握方法

- ・対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査。（→抽出調査が基本）
- ・具体的な抽出方法は、各市町村において設定。

③把握する具体的な項目

1) 利用希望を把握する事業の区分・・・就学前の子ども（0～5歳）

・「幼児期の学校教育」・「保育」 → 定期的な利用が主。
 （例：月～金又は土の利用で1日〇時間／月・水・金・土の利用で月△時間 など）

・「地域の子育て支援」 → その都度の利用が主。

（例：地域子育て支援拠点事業を週〇日程度利用 など）

→ 「幼児期の学校教育」・「保育」と「地域の子育て支援」とでは、利用実態・希望に差があることから、「定期的に利用する事業」、「その都度の不定期で利用する事業」の大きく2グループに分けて項目を整理してはどうか。

つづく

★「幼児期の学校教育」に含まれる事業・・・

幼稚園、認定こども園（標準時間）

※幼稚園における「預かり保育」については、利用の有無や利用状況を区別して把握。

★「保育」に含まれる事業・・・

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、自治体が独自に認証・認定した保育施設、その他の認可外保育施設 など

☆「地域の子育て支援」に含まれる事業・・・

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 など

2) 1) の各区分に応じて「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を把握。

→ 現在の利用状況のまま／現在利用している事業について利用頻度を変更したい／現在は利用していないが今後は利用したい など

※一歳まで育児休業を取得できた場合の利用開始の希望時期を併せて把握。

3) 「保育」は就労状況によって利用可否が変わる

※新制度では保育の必要性の認定は保護者の就労が主たる要件。

→ 今後の就労希望を調査。

・就労を希望する時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。

つづく

④検討に際して考慮すべき点

○次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題点について（これまでに寄せられた意見と対応方針）

<実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向との意見>

- ・保育の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケースがある／利用料の記載がない など）
- ・放課後児童クラブの必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケースがある／利用料の記載がない など）
- ・その他の事業（一時預かり、病児・病後児保育等）の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（類似の機能を有する事業について、事業ごとに利用希望を聞いている／利用料の記載がない など）

つづく

-
- ・一定の利用料が発生することを明記。
 - ・就労希望の時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。
 - ・同趣旨の事業の利用希望についてはまとめて把握し、実施する事業の振り分けについては、各自治体が裁量を持てる形にする。

<見込み量が十分ではないとの意見>

- ・子育て家庭の孤立化が進んでいる。
- ・地域の子育て支援の認知度が十分でなく、質が十分でないため、利用希望が出にくい。
（「地域の子育て支援」（放課後児童クラブ含む。））

○調査項目を増やしてきめ細かな調査をしたいという自治体と、項目を絞ってわかりやすくしたい（簡略で回答しやすい調査）という自治体の双方あり。

- 量の見込みの推計上必要な項目（＝全国共通）を明確化しつつ、必要に応じて、項目を追加あるいは、絞り込みができるような仕組みが必要。



いずれにせよ、実施主体たる市町村の意見を反映しながら検討することが必要。

西宮市における利用希望把握調査（ニーズ調査）の実施について

1 趣旨

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するにあたり、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握」が必要であり、「保護者に対する調査等（以下「ニーズ調査」という。）を行い、これを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと」とされている。

これに即って、西宮市において、「（仮称）西宮市子ども・子育て事業計画」を作成するための「量の見込み」推計に必要なニーズ調査を実施する。

2 調査票作成にあたって

「調査票のイメージ」が国の子ども・子育て会議において資料提示されており、その中で、「量の見込みの推計上必要な項目」が示され、必須項目とされている。それ以外の項目の追加、削除は、各市町村の裁量に委ねられている。

西宮市において、ニーズ調査を行うにあたり、以下の観点で国の案を検討し、追加修正し、調査票を作成する。

- (1) 西宮市の実情に合わせる（施設名、事業名を西宮市の名称にする。西宮市で未実施の事業については、利用実態把握のための設問から除き、利用希望把握のための設問では注釈をつける。）
- (2) 平成 21、23 年度に実施した次世代育成支援行動計画に係るアンケート調査での設問項目と比較し、今後の次世代育成支援行動計画の継続を想定し、子ども・子育て事業計画作成に際して補完する項目を追加する。
- (3) 過去の次世代育成支援行動計画に係るアンケート調査、西宮市幼児期の教育・保育審議会でのアンケート調査などの形式や用語を用いる。
- (4) 回答者にとって回答しやすい工夫を加える。（選択別に分岐する設問への案内をわかりやすくする。）

3 調査の内容

(1) 調査対象

調査票の種類	対象者（4/2 満年齢）	配布数	想定回収数	対象児童数
就学前児童用	0 歳児保護者	1,600	800	約 4,000 人
	1 歳児～2 歳児保護者	1,600	800	約 9,000 人
	3 歳児～5 歳児保護者	1,600	800	約 16,000 人
小学生用	小学校低学年の保護者	750	375	約 14,000 人
	小学校高学年の保護者	750	375	約 15,000 人
総計		6,300	3,150	約 58,000 人

想定回収数は、回収率 50%で設定。

対象者は 13 ブロック地域均等数で無作為抽出

(2) 構成

依頼文（西宮市長名）

要旨説明（国の提示案を基に作成）

設問集

(3) 調査方法

郵送による配布及び回収

(4) 実施スケジュール（案）

平成 25 年 8 月 21 日（水）	第 1 回西宮市子ども・子育て会議で審議
10 月 11 日（金）	第 2 回西宮市子ども・子育て会議で審議、会長一任承認
10 月 21 日（月）	調査票配布
11 月 8 日（金）	調査票回収締切り
12 月下旬	調査報告書（簡易版）完成